

平成28年町議会9月定例会議（後半）提出議案

第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

第6号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

議案提出課 都市創造部 都市整備課

1 報告理由

損害賠償の額を定めること及び和解について、平成28年8月29日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

2 報告の概要

平成28年7月26日島本町広瀬五丁目11番地先路上において発生した事故について、兵庫県西宮市小松南町三丁目地内在住者を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解したもの。

3 損害賠償の額

783,912円